

横須賀市報

号外第 11 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

条 例

◇地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例中一部改正……………	1
◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例中一部改正……………	〃

◇職員の育児休業等に関する条例中一部改正……………	2
◇開発許可等の基準及び手続きに関する条例中一部改正……………	〃

告 示

◇令和7年度横須賀市一般会計補正予算（第1号）ほか2件について……………	3
--------------------------------------	---

本号で公布された条例のあらまし

○地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地を改める。
- 施行期日 公布の日（令和7年6月18日）

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 人事院規則の改正に準じ、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の規定を設ける。
- 施行期日 令和7年10月1日

○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業の取扱いを改める。
- 任命権者に妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等及び育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための措置を義務付ける。
- 施行期日 令和7年10月1日

○開発許可等の基準及び手続きに関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 市街化調整区域内での開発許可等に関する立地基準の規定を改める。
- 施行期日 令和7年7月1日

条 例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月18日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第43号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例（平成24年横須賀市条例第48号）の一部を次のように改正する。

特定非営利活動法人アクションおっぱまの項中「追浜町二丁目13番地」を「鷹取一丁目19番18号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月18日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第44号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年横須賀市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改める。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条第1項中「申告、請求又は申出（次条において

「請求等」という。）を「請求等」に改め、同条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年横須賀市条例第6号）第13条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - 職員の育児休業等に関する条例第13条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生す

ることが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

1 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以降は、同項の規定により講じられたものとみなす。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月18日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第45号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年横須賀市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「の非常勤職員」の次に「（職員定年等条例第11条の規定により採用された職員を除く。）」を加える。

第10条の見出しを「（第 1 号部分休業の承認）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

法第19条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、1 日を通じて 2 時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年横須賀市条例第 9 号）第15条の 2 第 1 項に規定する介護時間又は労働基準法第67条第 1 項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない職員については、2 時間から当該介護時間又は当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。
第10条第 2 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。
第10条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第10条の 2 法第19条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（法第19条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第10条の 3 法第19条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとする。

（法第19条第 2 項第 2 号の条例で定める時間）

第10条の 4 法第19条第 2 項第 2 号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情）

第10条の 5 法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定に

よる変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第11条中「部分休業」を「法第19条第 1 項に規定する部分休業」に改める。

第12条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第12条 法第19条第 6 項において準用する法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

第13条を第15条とし、第12条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）
第13条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第14条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

1 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

2 法第19条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月31日までの間に部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第10条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

開発許可等の基準及び手続きに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月18日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第46号

開発許可等の基準及び手続きに関する条例の一部
を改正する条例

開発許可等の基準及び手続きに関する条例（平成17年横須賀市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第13条各号列記以外の部分中「（開発区域の面積が 300 平方メートル未満のものに限る。）又は建築物（敷地面積が 300 平方メートル未満のものに限る。）」を「又は建築物」に改め、同条第 1 号前段中「であるもの」を「であって、開発行為等に係る開発区域の面積又は建築物の敷地面積（以下この条において「開発行為等区域面積」という。）が 300 平方メートル未満のもの」に改め、同条第 2 号前段中「であるもの」を「であって、開発行為等区域面積が 300 平方メートル未満のもの」に改め、同条第 3 号中「建築物の用途が一戸建ての住宅、兼用住宅（第 1 種低層住居専用地域に建築できる兼用住宅に限る。）、長屋、共同住宅及び地区集会所であるもの」を「次のいずれにも該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 一戸建ての住宅、兼用住宅（第 1 種低層住居専用地域に建築できる兼用住宅に限る。以下この条において同じ。）並びに事務所及び店舗その他これらに類する用途に供するもの。ただし、建築物の用途が既存建築物の用途と同じであって、市長が周辺環境に影響を及ぼすおそれがないと認めたものに限る。

イ 建築物の延べ面積が既存建築物の延べ面積と概ね同じもの

ウ 開発行為等区域面積が従前の敷地面積と概ね同じもの
第13条第 4 号を次のように改める。

(4) 従前の敷地内で行う既存建築物の増築又は改築を目的とするもので一戸建ての住宅（自己の居住の用に供するものに限る。次号において同じ。）又は兼用住宅（自己の居住の用に供し、かつ、住宅以外の部分を自己の業務の用に供するものに限る。次号において同じ。）の用途に供するもの

第13条第 5 号中「建築物の用途が一戸建ての住宅であるもの」を「次のいずれにも該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

- ア 一戸建ての住宅又は兼用住宅の用途に供するもの
- イ 開発行為に係る開発区域の面積が 1,000 平方メートル未満のもの又は開発行為を伴わないもの

附 則
1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第29条第 1 項又は第43条第 1 項の規定による許可がなされ、又はその申請が行われている行為については、なお従前の例による。

告 示

横須賀市告示第 112 号
令和 7 年度横須賀市一般会計補正予算（第 1 号）、同一般会計補正予算（第 2 号）及び同下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、6 月13日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。
令和 7 年 6 月18日
横須賀市長 上 地 克 明

令和 7 年度横須賀市一般会計補正予算（第 1 号）
令和 7 年度横須賀市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 878,924 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 180,468,924 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)
第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)
第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 使用料及び手数料		3,909,017	23,928	3,932,945
	1 使 用 料	3,168,982	23,928	3,192,910
16 国庫支出金		33,036,123	16,146	33,052,269
	2 国庫補助金	8,131,207	16,146	8,147,353
20 繰入金		8,094,942	18,000	8,112,942
	1 基金繰入金	7,961,081	18,000	7,979,081
21 繰越金		300,000	508,813	808,813
	1 繰越金	300,000	508,813	808,813
22 諸収入		7,651,494	637	7,652,131
	5 雑 入	4,783,685	637	4,784,322
23 市債		15,958,400	311,400	16,269,800
	1 市 債	15,958,400	311,400	16,269,800
歳 入 合 計		179,590,000	878,924	180,468,924

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		23,203,759	164,467	23,368,226
	1 総務管理費	19,810,192	164,467	19,974,659
3 民生費		75,735,312	26,219	75,761,531
	1 社会福祉費	35,450,109	24,220	35,474,329
	2 児童福祉費	29,054,165	1,999	29,056,164
4 衛生費		8,452,965	309,561	8,762,526
	1 保健衛生費	8,452,965	309,561	8,762,526
5 環境費		8,593,202	162,985	8,756,187
	1 環 境 費	8,593,202	162,985	8,756,187
8 商工費		4,187,359	46,315	4,233,674
	1 商 工 費	4,187,359	46,315	4,233,674

10 消 防 費	1 消 防 費	9,131,211	53,377	9,184,588
		9,131,211	53,377	9,184,588
11 教 育 費	3 中 学 校 費	13,458,956	116,000	13,574,956
		2,751,645	116,000	2,867,645
歳 出 合 計		179,590,000	878,924	180,468,924

第 2 表 繰越明許費
追 加 (単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
総 務 費	総 務 管 理 費	財 産 管 理 費 (ファシリティマネジメント推進事業)	57,000
環 境 費	環 境 費	環 境 施 設 管 理 費 (環境施設管理事業)	158,422
消 防 費	消 防 費	消 防 施 設 費 (消防車両整備事業)	198,335

変 更 (単位 千円)

款	項	事 業 名	区 分	金 額
教 育 費	小 学 校 費	学 校 管 理 費 (学校営繕工事費)	補正前	138,268
			補正後	279,398
	中 学 校 費	学 校 管 理 費 (学校営繕工事費)	補正前	60,000
			補正後	176,000

第 3 表 地方債補正
追 加 (単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
財 産 管 理 事 業 費	57,000	普通貸借又は 証 券 発 行	8.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起こすことができる。

変 更 (単位 千円)

起 債 の 目 的	区 分	限 度 額
庁 舎 改 修 事 業 費	補 正 前	1,803,900
	補 正 後	1,848,900
体 育 会 館 整 備 事 業 費	補 正 前	88,500
	補 正 後	129,400
消 防 防 災 施 設 整 備 事 業 費	補 正 前	3,159,000
	補 正 後	3,211,500
学 校 教 育 施 設 整 備 事 業 費	補 正 前	792,100
	補 正 後	908,100

令和 7 年度横須賀市一般会計補正予算（第 2 号）
令和 7 年度横須賀市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 570,399 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 181,039,323 千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補

正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16 国 庫 支 出 金		33,052,269	570,399	33,622,668
	2 国 庫 補 助 金	8,147,353	570,399	8,717,752
歳 入	合 計	180,468,924	570,399	181,039,323

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民 生 費		75,761,531	570,399	76,331,930
	1 社 会 福 祉 費	35,474,329	570,399	36,044,728
歳 出	合 計	180,468,924	570,399	181,039,323

令和 7 年度横須賀市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度横須賀市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度横須賀市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（既決予定量）（補正予定量）（計）

（4） 主要な建設改良事業

管渠、ポンプ場及び終末処理場

建設事業 事業費 5,970,257千円 9,729千円 5,979,986千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,017,475 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,027,204 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 3,392,947 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 3,397,017 千円、繰越利益剰余金処分額 5,659 千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）（既決予定額）（補正予定額）（計）

第 1 款 資本的支出 13,032,715千円

第 1 項 建設改良費 6,224,599千円 9,729千円 6,234,328千円